

(別記様式第1号)

|        |               |
|--------|---------------|
| 計画作成年度 | 2021年度(令和3年度) |
| 計画主体   | 函館市           |

## 函館市鳥獣被害防止計画(第5期)(原案)

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 〈連絡先〉   |                                       |
| 担当部署名   | 函館市農林水産部農林整備課                         |
| 所在地     | 函館市東雲町4番13号                           |
| 電話番号    | (0138)-21-3344                        |
| FAX番号   | (0138)-23-0325                        |
| メールアドレス | nourinseibi@city.hakodate.hokkaido.jp |

1. 対象鳥獣の種類，被害防止計画の期間および対象地域

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 対象鳥獣 | エゾシカ・ヒグマ・トド                 |
| 計画期間 | 2022年度（令和4年度）～2024年度（令和6年度） |
| 対象地域 | 函館市内全域                      |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 2020年度（令和2年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状           |                               |
|-------|-----------------|-------------------------------|
|       | 品 目             | 被害数値                          |
| エゾシカ  | ニンジン・馬鈴薯等       | 被害金額 15,279千円<br>被害面積 9.65 ha |
|       | 物損（車両との衝突事故）    | 被害届出件数 43件                    |
|       | 道立公園の高山植物（ツツジ等） | 公園内にて植生被害が発生<br>被害額は不明        |
| ヒグマ   | デントコーン・とうもろこし等  | 6圃場にて農業被害が発生<br>被害額は不明        |
| トド    | 漁網，水産物          | 被害報告なし                        |

【参考】別紙1 エゾシカによる農業被害額の推移

(2) 被害の傾向

|      |  |
|------|--|
| エゾシカ | <p>シカの捕獲頭数の増加や侵入防止柵の設置に加え農業者の被害防除意識の向上により，農業被害はピーク時の半分以上となる1000万円前後で推移してきたところだが，第4期計画以降増加傾向にあり，令和2年度には1527万円となっている。</p> <p>また，東部地区においては，国道等の幹線道路におけるシカと車両の接触事故件数が増加しているほか，恵山道立公園における高山植物等の植生被害も継続的に発生している。</p> |
| ヒグマ  | <p>これまでと同様にデントコーンやとうもろこし等の農業被害が発生している。</p> <p>また，ヒグマの生息域と接する人家付近での目撃件数や幹線道路・通学路を横断する事例が増えており，市街地付近での徘徊や農地における親子クマの出没など，近隣住民の日常生活や農作業にも影響が出ている。</p>   |
| トド   | <p>2015年度（平成27年度）以降は，トドによる漁業被害は発生していない。</p>  |

(3) 被害の軽減目標

| 指 標          | 現状値<br>(2020年度(令和2年度)) | 目標値<br>(2024年度) 令和6年度) | 備 考  |
|--------------|------------------------|------------------------|--|
| エゾシカ<br>被害金額 | 15,279千円               | 現状値を20%軽減              | 2019年度(令和元年度)以降、被害額が増加傾向にあることから、捕獲頭数を増やし被害を軽減する。 |
| トド<br>被害金額   | 0千円                    | 現状値を維持                 | 強化網の効果のほか、近年の来遊数減少により、第3期計画以降の軽減目標が達成されている。      |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

|           | 従来講じてきた被害防止対策   | 課 題   |
|-----------|---|---|
| 捕獲等に関する取組 | <p><b>【エゾシカ】</b><br/>           個体数の増加を抑制するため、市内の狩猟団体へ委託し計画的に捕獲している。<br/>           函館市鳥獣被害防止対策協議会の活動として、農業被害防止捕獲活動や「くくりワナ」の貸出し、捕獲技術講習会を開催しているほか、生息数密度が高い鳥獣保護区内では呼び餌や巻き狩りによる一斉捕獲を実施している。</p> <p><b>【ヒグマ】</b><br/>           出没情報があった時点でハンター等が出没状況調査を行い、人畜に危害が及ぶ可能性や農作物への被害拡大の可能性を判断する。<br/>           人畜に危害が及ぶ可能性が高いと判断した場合は、箱わなの設置により捕獲している。</p> <p><b>【トド】</b><br/>           強化網の導入や漁業関係者の追い払い等を行っている。</p> | <p><b>【エゾシカ】</b><br/>           1年を通して確実に捕獲を実施することで被害防止に努めているが、実態の生息数の減少が確認できないことから捕獲頭数をさらに増加し対応する必要がある。</p> <p><b>【ヒグマ】</b><br/>           市街地付近や住宅密集地付近の銃の使用ができない地域では、出没経路の確認や追跡調査などといった詳細な調査を行う際に危険が伴い、追い払いや捕獲等の対応が困難となっている。</p> |

|                      |  |  |
|----------------------|--|--|
| <p>防護柵等の設置に関する取組</p> | <p><b>【エゾシカ】</b><br/>平成23年度以降、農業被害が集中していた地区において金網柵や電気柵を設置した。近年は農業者が自主的に電気柵を設置している箇所も増えている。</p> <p><b>【ヒグマ】</b><br/>桔梗地区でシカクマ兼用の電気柵を設置した。</p> | <p><b>【エゾシカ】</b><br/>金網柵や電気柵の間隙からの侵入や囲まれていない農地での被害が発生し、対応が必要である。</p> <p><b>【ヒグマ】</b><br/>デントコーンの被害が発生する農地は山林に隣接し起伏が激しいケースが多く電気柵等の設置が困難である。</p> |
|----------------------|--|--|

(5) 今後の取組方針

|  |
|--|
| <p><b>【エゾシカ】</b><br/>今後も個体数の増加を防ぐため、市内の狩猟団体への委託や函館市鳥獣被害防止協議会の捕獲活動により計画的な捕獲に努めるとともに、被害が発生する農地周辺で農業者が自ら行うくくりワナ等での捕獲を支援する。</p> <p><b>【ヒグマ】</b><br/>令和3年度は、道内でヒグマによる人身事故が多発したところであり、本市においても市街地への出没が増加傾向にあることから、市、北海道および北海道警察の3者が連携し出没地区に応じた被害の予防対策、市民への注意喚起など被害の未然防止に努める。<br/>また、出没時にはヒグマ出没情報共有システムを活用し関係団体との情報共有や市民への情報発信・注意喚起等を迅速に行うとともに、箱わな等を用いた捕獲や山林区域への追い払いを実施する。</p> <p><b>【トド】</b><br/>準絶滅危惧種であることを考慮し、漁業関係者に被害の未然防止についての周知・理解を求めることとし、被害が発生した場合は必要最小限の採捕を実施する。</p> |
|--|

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・市内狩猟団体へ委託し捕獲計画の達成に必要な捕獲体制を確保する。
- ・函館市鳥獣被害防止対策協議会において農業団体と連携し農業者ハンターの増加に向けて狩猟免許取得講習やくくりワナの貸し出しを行う。
- ・市内を数ブロックに分けヒグマ出没時の緊急出動が可能となる班体制を構築する。
- ・市街地へのシカの出没が増加傾向にあるため対応可能な体制を確保する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

| 年度                   | 対象鳥獣 | 取組内容  |
|----------------------|------|---|
| 2022年<br>(令和4年)      | エゾシカ | ・新たな捕獲技術の導入についての検討<br>・降雪期のドローンによる足跡追跡調査による効率的な捕獲 |
| ～<br>2024年<br>(令和6年) | ヒグマ  | ・箱わな設置箇所を選定するため暗視カメラを用いて移動経路を特定。                  |

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等の設定の考え方  |
|------|--|
| エゾシカ | 北海道が平成27年度に実施した「道南地区におけるエゾシカ生息状況調査」の結果を基に、市内全域の生息数を減少に向けて必要となる捕獲頭数を1年間で1000頭以上と試算し、第4期計画にて設定した捕獲計画数700頭と狩猟による捕獲により1000頭以上の捕獲頭数を確保してきたところであるが、農業被害や車両との接触事故件数、目撃情報等が増加傾向にあり生息数の減少が推定できないことから、第5期計画における捕獲計画数を1000頭に設定する。 |
| ヒグマ  | 北海道ヒグマ管理計画に基づき出没個体の有害性などを判断し、人畜に危害が及ばないよう適切な捕獲を実施する。   |
| トド   | 捕獲数の目標は定めず、漁業被害の状況に応じて、北海道連合海区漁業調整委員会の指示による採捕を実施する。  |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等        |               |               |
|------|---------------|---------------|---------------|
|      | 2022年度(令和4年度) | 2023年度(令和5年度) | 2024年度(令和6年度) |
| エゾシカ | 1000頭         | 1000頭         | 1000頭         |

【参考】別紙1 エゾシカ捕獲頭数の推移

| 対象鳥獣 | 捕獲等の取組内容   |
|------|--|
| エゾシカ | <p>市内の狩猟団体へ委託し、エゾシカの繁殖前となる4月から6月の期間に確実な捕獲を実施する。</p> <p>7月以降は農業被害等防止のため、函館市鳥獣被害防止対策協議会会員の狩猟団体や狩猟免許を取得した農業者により鳥獣被害防止総合対策事業における鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用し捕獲を行う。</p> <p>東部地区では冬期間に巻き狩りや誘因エサによる一斉捕獲事業を実施する。</p> <p>また、渡島総合振興局東部森林室の協力のもと、冬季の道有林における林道除雪を行い、狩猟による捕獲効率を上げ、1年を通じて市内全域で銃器、ワナによる捕獲を実施する。</p> |
| ヒグマ  | <p>春期から秋期にかけての出没時に、農地に近い森林内に留まっている可能性があるため、ドローンによる調査を行う。また、有害性のある問題個体については、銃器や箱わなによる捕獲を実施する。</p>   |
| トド   | <p>漁業被害の状況に応じて、北海道連合海区漁業調整委員会の指示および北海道のトド採捕実施方針により猟銃等を使用し採捕を実施する。</p>  |

|                             |
|-----------------------------|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| —                           |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| —    | —    |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣        | 整備内容  |               |               |
|-------------|---|---------------|---------------|
|             | 2022年度（令和4年度）   | 2023年度（令和5年度） | 2024年度（令和6年度） |
| エゾシカ<br>ヒグマ | <p>食害、踏み荒らし等の被害があった場合、受益戸数2戸以上連続している場合に電気柵の貸し出しを行う。</p> | 同左            | 同左            |

(2) その他被害防止に関する取組

| 年 度                                     | 対象鳥獣 | 取 組 内 容   |
|---|------|---|
| 2022年<br>(令和4年)<br>～<br>2024年<br>(令和6年) | エゾシカ | ・ 生息状況調査（暗視カメラ設置やライトセンサス等）<br>・ 侵入防止柵の定期点検<br>・ I C T 機器の活用（ドローンによる被害および生息調査） |
|   | ヒグマ  | ・ 出没地区に応じた被害の予防対策   |
|   | トド   | ・ 花火弾などによる追い払い  |

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関の名称   | 役 割                                 |
|---|-------------------------------------|
| 渡島総合振興局保健環境部<br>環境生活課   | 指導・助言，捕獲の許可                         |
| 函館市農林水産部農林整備課<br>各支所産業建設課   | 狩猟団体への手配要請，学校・公共施設・<br>町会等への広報，連絡調整 |
| 北海道警察函館方面本部<br>(函館中央警察署)  | 通報受付，現場の安全確保，付近住民への広報               |
| 北海道猟友会新函館支部<br>函館有害駆除会<br>一般社団法人<br>ノースランドレンジャー<br>株式会社 神威<br>函館ハンターズクラブ<br>NPO法人モダンハンティング<br>in北海道 | 現場の巡視・検分，危険箇所パトロール，捕獲活動             |

(2) 緊急時の連絡体制

別紙2 「緊急時の連絡体制フロー図」のとおり

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

|              |                |
|--------------|----------------|
| 被害防止対策協議会の名称 | 函館市鳥獣被害防止対策協議会 |
|--------------|----------------|

| 構成機関の名称                 | 役割                              |
|-------------------------|---------------------------------|
| 函館市農林水産部                | 協議会の連絡調整および農林漁業者や地域住民に対する啓発活動   |
| 新函館農業協同組合<br>七飯基幹支店     | 農業被害状況調査 被害予防策推進<br>ワナ・網猟免許取得促進 |
| 函館市亀田農業協同組合             | 農業被害状況調査 被害予防策推進<br>ワナ・網猟免許取得促進 |
| 函館市漁業協同組合               | 漁業被害状況調査 被害予防策推進                |
| 南かやべ漁業協同組合              | 漁業被害状況調査 被害予防策推進                |
| 北海道猟友会新函館支部<br>函館有害駆除会  | 鳥獣の生態等に関する助言<br>有害鳥獣の捕獲         |
| 一般社団法人<br>ノースランドレンジャー   | 鳥獣の生態等に関する助言<br>有害鳥獣の捕獲         |
| 株式会社 神威                 | 鳥獣の生態等に関する助言<br>有害鳥獣の捕獲         |
| 函館ハンターズクラブ              | 鳥獣の生態等に関する助言<br>有害鳥獣の捕獲         |
| NPO法人<br>モダンハンティングin北海道 | 鳥獣の生態等に関する助言<br>有害鳥獣の捕獲         |
| はこだて広域森林組合              | 林業被害状況調査 被害予防策推進                |
| 函館市農業委員会                | 農業被害状況調査 被害予防策推進                |
| 鳥獣保護管理員                 | 鳥獣全般に関する助言及び情報提供                |



(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称               | 役割                           |
|-----------------------|------------------------------|
| 渡島総合振興局保健環境部<br>環境生活課 | 実施に関する情報提供および技術的助言, 被害状況把握   |
| 渡島総合振興局産業振興部<br>農務課   | 実施に関する情報提供および技術的助言, 農業被害状況把握 |
| 渡島総合振興局産業振興部<br>水産課   | 実施に関する情報提供および技術的助言, 漁業被害状況把握 |
| 渡島農業改良普及センター          | 農業被害状況把握, 情報提供, 農家に対する指導助言   |
| 渡島総合振興局東部森林室          | 林業被害状況把握, 情報提供, 林家に対する指導助言   |
| 道南農業共済組合              | 鳥獣被害情報の提供                    |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

函館市農林水産部農林整備課を中心として, 農林漁業団体や市内狩猟団体と連携しながら, 効果的で効率的な捕獲, 被害防止の活動を推進する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

函館市では戸井地域, 恵山地域, 榎法華地域, 南茅部地域に各支所を配置しているため, これらの支所管内で被害防止施策を実施する場合は, 各支所との連携を緊密にする。

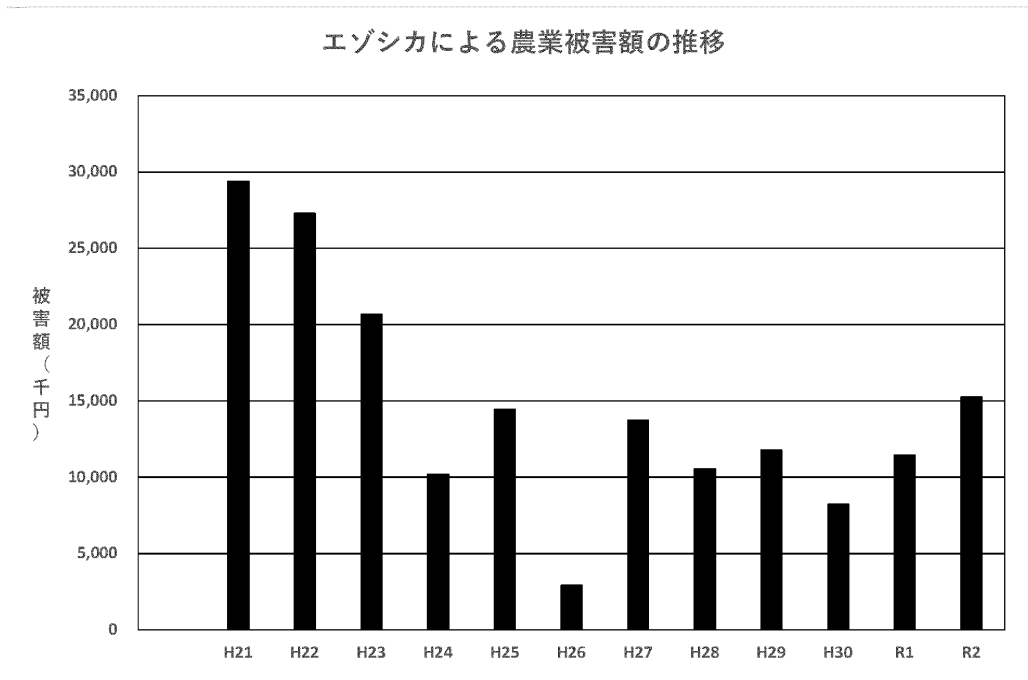
7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|      |  |
|------|--|
| エゾシカ | 捕獲残滓の放置を防止するため函館市日乃出清掃工場にて焼却処理。<br>食肉加工施設への搬入。 |
| ヒグマ  | 試料提供後, 皮や肉は有効活用し, それ以外は焼却処理する。                 |
| トド   | 必要に応じ試料提供後, 焼却処理する。                            |

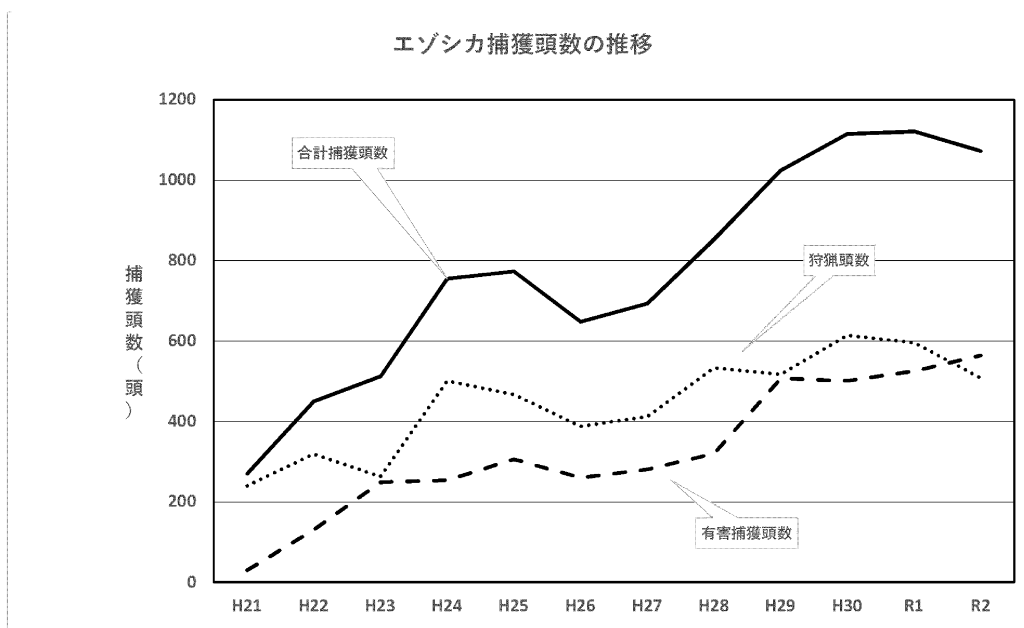
8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

エゾシカの食品としての活用に関しては, 衛生面や捕獲個体の状態に関する課題が多いため, 捕獲個体の迅速な処理に努め, 食品としての利活用を推奨していく。

別紙 1



- ※ 1 エゾシカによる農業被害額については、農作物への被害のみを計上している。
- ※ 2 農業被害額については、農業協同組合から集計結果の報告を受け計上している。



狩猟捕獲頭数：狩猟期間（10/1～3/31）において、函館市内で捕獲された頭数。  
 有害捕獲頭数：鳥獣保護法に基づく捕獲許可を以て函館市内で捕獲された頭数。（市および協議会）

緊急時の連絡体制フロー図

